

第 14 回鷹栖町農業委員会定例会議事録

- 1 開催期日 平成 30 年 8 月 29 日 (水)
- 2 開閉時間 午後 6 時開会 午後 6 時 50 分閉会
- 3 開催場所 役場庁舎 3 階会議室
- 4 出席委員 14 人
1 番 小原孝志 2 番 畑山一郁 3 番 鈴木英博 4 番 佐藤美頭雄
5 番 佐々木辰善 6 番 寺崎秀子 7 番 相澤峰基 8 番 森脇豊仁
9 番 小川一也 10 番 山崎禎彦 11 番 斉藤哲子 12 番 北村浩光
13 番 舟根 禎 14 番 吉本 憲
- 5 欠席委員 無し
- 6 会議出席 西村事務局長兼係長、石塚主事
- 7 傍聴人 無し
- 8 議事録署名委員 1 番 小原孝志、2 番 畑山一郁
- 9 議事内容
報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
報告第 2 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について
報告第 3 号 使用貸借の解約について
報告第 4 号 農業経営改善計画認定申請に係る意見について
報告第 5 号 農業経営改善計画の認定通知について
報告第 6 号 土地の現況証明書の交付について
議案第 1 号 農地法第 18 条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について
議案第 2 号 別段の面積の区域指定について
議案第 3 号 農用地利用集積計画の要請について
議案第 4 号 農用地利用集積計画の決定について

10 議事録本紙

- 議長 これから、第 14 回鷹栖町農業委員会定例会を開会します。
- 議長 会議の成立ですが、現在の出席委員数は 14 名ですので、鷹栖町農業委員会総会規則第 9 条の規定に基づき、過半数を超える出席がありましたので、本会は成立します。
- 議長 諸般の報告です。
- 議長 (会長行動等を朗読で報告)
- 議長 日程第 1、本日の議事録署名委員の指定を行います。
- 議長 本会議の議事録署名委員は、1 番委員、2 番委員にお願いします。
- 議長 続きまして、日程第 2 報告第 1 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について」から日程第 7 報告第 6 号「土地の現況証明書の交付について」までが報告事項ですので、事務局から一括説明願います。
- 主事 それでは、議案 2 頁をご覧ください。
- 主事 報告第 1 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について」でございます。
- 主事 相続による農地取得の届出がありましたので報告します。
- 主事 議案 3 頁、4 頁をご覧ください。
- 主事 番号が 7 番の 1 件でございます。
- 主事 土地の所在、地番、登記簿地目、現況地目、面積、被相続人、相続人の住所及び氏名、権利を取得した日、届出のあった日につきましては、議案に記載のとおりです。
- 主事 位置図は 5 頁に載せてありますので、ご確認願います。
- 主事 続きまして、議案 6 頁をご覧ください。
- 主事 報告第 2 号「農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について」でございます。
- 主事 農地転用の届出を受理し、農地法施行規則第 28 条の規定に基づく、受理通知書を交付しましたので、報告します。
- 主事 議案は 7 頁、8 頁をご覧ください。
- 主事 番号が 1 番の 1 件でございます。
- 主事 転用する土地の地番、登記簿地目、現況地目、面積については記載のとおりで、転用の目的は雪捨て場で、計画の内容は 395 m²の雪捨て場です。
- 主事 転用基準の区分は、市街化区域であるため、転用許可を必要としない案件になります。
- 主事 許可理由については、転用の理由のとおり雪捨て場の確保による転用であることから、基準を満たすものと判断します。
- 主事 なお、土地所有者、届出人は記載のとおりです。
- 主事 また、位置図については 9 頁に載せてありますので、ご確認願います。
- 主事 以上について、届出を受理し、受理通知書を交付したことを報告します。

続きまして、議案 10 頁をご覧ください。

報告第 3 号「使用貸借の解約について」でございます。

使用貸借の解約について通知がありましたので報告します。

議案 11 頁、12 頁をご覧ください。

番号が 2 番の 1 件でございます。

2 番については、北野地区国営緊急農地再編整備事業により一時利用指定を受けた農地で、再契約に係る解約となっております。

土地の地番、登記簿地目、現況地目、面積、貸主、借主の住所、氏名、契約の内容、解約年月日は議案に記載のとおりです。

続きまして、議案 14 頁をご覧ください。

報告第 4 号「農業経営改善計画認定申請に係る意見について」でございます。

農業経営基盤強化促進法施行規則第 14 条第 1 項及び農業経営基盤強化促進法の基本要綱第 5 の 4 の (4) ①に規定する農業経営改善計画認定申請に係る意見について、専決処分したので報告します。

議案 15 頁、16 頁をご覧ください。

番号が 11 番から 14 番までの 4 件の申請がありました。

全て、更新に伴い意見を求められた内容でございます。

続きまして、議案 18 頁をご覧ください。

報告第 5 号「農業経営改善計画の認定通知について」でございます。

農業経営基盤強化促進法第 12 条第 4 項の規定による通知がありましたので、報告します。

議案は 19 頁をご覧ください。

先ほど、報告第 4 号で意見した更新による 4 件について、通知があり、受理しています。

認定農業者名、認定番号、認定日、認定有効期限につきましては通知の記載のとおりです。

続きまして、議案 20 頁をご覧ください。

報告第 6 号「土地の現況証明書の交付について」です。

北海道農地法関係事務処理要領第 8 の 4 の第 4 項の規定による土地の現況証明願書の提出があり、別紙のとおり証明書を交付したので報告します。

現況証明の内容については、21 頁、22 頁をご覧ください。

番号が 4 番で 1 件でございます。

土地の所在、地番、登記簿地目、面積、土地の所有者、申請人の住所、氏名は記載のとおりで、証明が必要な理由は、地目変更のためです。

位置図は議案 23 頁に載せてあります。

なお、この現況証明書の交付は、平成 23 年 8 月に承認し現況証明書を交

付した経緯がありましたので、平成 23 年 8 月の承認に基づき、平成 30 年 7 月 23 日付けで交付しましたので、報告します。

報告について以上です。

議長 報告事項ですが、質問等があればお答えします。

10 番委員 一番最初の案件で、3 頁、4 頁のところですが、相続人の方の名前の読み方と、被相続人との関係を教えてください。

主事 相続人の名前が、[REDACTED] になります。
議長 他にありますか。

5 番委員 転用のことですが、雪捨て場として問題ないのか。
積みあがってしまって周りに迷惑はかからないか。

事務局長 目的として、大きく積み上げたりする雪捨て場にするというわけではないと聞いています。

議長 他にありませんか。

委員 無しの声

議長 無ければ、次の日程に入ります。

議長 それでは、日程第 8 議案第 1 号「農地法第 18 条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」を議題に供します。

事務局より議案の説明をお願いします。

事務局長 それでは、議案 24 頁をご覧ください。

議案第 1 号「農地法第 18 条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」で、合意解約通知の受理に伴い、合意解約による賃貸借の解約成立の確認について、審議を求めるものでございます。

議案は 25 頁、26 頁をご覧ください。

番号が 28 番から 34 番の 7 件の通知を受理しました。

28 番から 33 番まで、北野地区国営緊急農地再編整備事業により一時利用指定を受けた農地で、再契約に係る合意解約となっています。

34 番は、あっせんに伴う合意解約となっています。

土地の地番、登記簿地目、現況地目、面積、貸主、借主の住所、氏名、契約の内容、合意解約成立日、引渡し時期は議案に記載のとおりです。

なお、この案件については、前回まで報告案件として、定例会で報告してきましたが、平成 30 年 7 月 17 日開催の市町村農業委員会事務局長研修会で、審議案件であるとの指摘を受け、今回から議案としています。

審議の内容については、通知のあった合意解約の引渡し期限が 6 か月以内であるかを確認し、農地法第 18 条第 1 項の許可を受けることを要しないものであるか審査することになっています。

今回の 7 件については全て、合意解約成立日と同日で引渡しとなっているので、要件が合致していると確認しています。

説明は以上です。

議長 はい、議案第 1 号「農地法第 18 条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」説明が終わりましたので審議いたします。

質疑ございませんか。

委員
議長

無しの声

無ければ、これをもって質疑を終了し採決に入ります。

議案第1号「農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」この案件について認める方は挙手をお願いします。

委員
議長

全員挙手

はい、それでは議案第1号「農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」は、認めると決定しました。

議長

それでは、日程第9議案第2号「別段の面積の区域指定について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局長

それでは、議案28頁をご覧ください。

議案第2号「別段の面積の区域指定について」です。

農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積の区域指定について、審議願います。

対象の農地については議案29頁の1番で、場所は30頁をご覧ください。本日配布しました赤い付箋の部分に現地の航空写真が1枚あるのでご覧ください。

昨年の12月20日付けで申請があり、受理しています。

農地の所在、地番、地目、面積、所有者については、議案の記載のとおりです。

別段の面積の指定については、「空き家に隣接した農地の取得に係る要領」に基づき、調査確認をしています。

31ページに判断要件調査書を載せています。

こちらに関して10項目判断要件ということで調査をしてこちらの部分のチェックをしています。

空き家バンク登録ということでございます。

土地と空き家の所有者が同一であるということでございます。

市街化調整区域外ということと、今回申請のある面積が696㎡で、家庭菜園の範囲と判断しています。

以下の詳細についてはご覧いただいた内容になっています。

なお、この農地については、北野地区国営緊急農地再編整備事業の対象農地であり、後に換地する農地になっています。

換地については、面積の変更は無いとの確認を北野地区国営緊急農地再編整備事業の担当と協議済です。

本日配布しました、資料の3枚目に最終的な形が載っていますが、形は変わりますが、面積は変わらないということで確認しています。

また、買い手が出てきたときには、国営の担当が説明するというところで関係者との協議は済んでいる状況でございます。

以上の調査から、事務局では認められると判断しています。

こちらの内容を踏まえて、1aの区域指定をしてよろしいかご審議して

いただくということでもよろしく申し上げます。

説明は以上です。

議長

はい、議案第2号「別段の面積の区域指定について」説明が終わりましたので審議いたします。

質疑ございませんか。

13 番委員

換地が終わらないと売買できないですね。

5 番委員

換地が終わらないとできないです。

事務局長

売買はできます。

建物を建てたりはできません。

この案件は、売買をできるように区域指定をするということになっています。

13 番委員

測量は入っていないですね。

事務局長

測量は入っていませんが、図面のおりの形になるということになっています。

国営の入っている区域のため、国営担当者にも確認をしながら進めています。

換地後も、面積、地目が変わらないということから、売買しても問題ないと判断しています。

5 番委員

指定する区域の面積が変わる可能性があるのであれば、指定するのは絶対にだめだと思う。

確定していなければ、指定はできない。

13 番委員

確定測量をしていないため、図面上問題なくても、現地で測量をしたら変わって来る可能性があると思う。

面積が確定したことがわからない限りは、指定をできない。

議長

会議の結果として、再度確認し、保留としたいと思います。

事務局長

課題となった部分を確認したいと思います。

議長

続きまして、日程第10議案第3号「農用地利用集積計画の要請について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局長

それでは、議案32頁をご覧ください。

議案第3号「農用地利用集積計画の要請について」でございます。

農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により農用地利用集積計画を定めることについて審議を求めるものでございます。

議案は33頁、34頁になりますのでご覧ください。

番号が6番の1件でございます。

売買による集積で、所有権を移転する農用地の地番、現況地目、面積、所有権を移転する者並びに所有権の移転を受ける者の住所、氏名、経営地、所有権の移転時期、対価、対価の支払方法、対価の支払時期、引渡しの時期は議案の記載のとおりです。

位置図は、35頁に記載していますのでご確認ください。

この案件につきましては、あっせん案件でございますので、あっせん委

員さんより補足説明をお願いいたします。

8 番委員 あっせん期間が 8 月 21 日から 24 日、あっせん回数が 3 回で、総額で 965 万円となっています。

議長 それでは、議案第 3 号「農用地利用集積計画の要請について」説明が終わりましたので審議いたします。質疑ございませんか。

委員 無しの声

議長 無ければ、これをもって質疑を終了し採決に入ります。

議案第 3 号「農用地利用集積計画の要請について」この案件について認める方は挙手をお願いします。

委員 全員挙手

議長 はい、それでは議案第 3 号「農用地利用集積計画の要請について」は、認めると決定しました。

議長 続きまして、日程第 11 議案第 4 号「農用地利用集積計画の決定について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局長 それでは、議案 36 頁をご覧ください。

議案第 4 号「農用地利用集積計画の決定について」です。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により農用地利用集積計画について、鷹栖町長から計画の適否を求められましたので審議願います。

利用権の設定について、議案が 37 頁、38 頁になります。

番号が 57 番から 66 番までの 10 件でございます。

全て、鷹栖町農用地利用調整協議会を通した賃貸借の案件であり、また、北野地区国営緊急農地再編整備事業に伴う更新、新規又は変更等による賃貸借です。

位置図については、39 頁から 48 頁までに載せてありますのでご確認ください。

利用権を設定する農用地、利用権を設定する者の住所及び氏名、利用権の設定を受ける者、設定する権利の内容は議案に記載のとおりです。

本日記布しました緑の付箋の 1 枚目が所有権移転で、2 枚目以降に利用権設定の分の調査書があります。

こちらの調査書で内容を確認しています。

また、この案件の 64 番につきましては 13 番委員が議事参与の制限を受ける案件となっています。

説明は以上です。

議長 最初に 64 番の案件とします。

13 番委員 私の関係する案件ですので退席します。

議長 それでは 64 番の案件について質疑ございませんか。

委員 無しの声

議長 それでは、質疑を終了し採決に入ります。

64 番までの案件について認める方は挙手をお願いします。

委員 全員挙手

議長 64 番までの案件について認めると決定しました。

13 番委員 着席

議長 残りの案件について質疑ございませんか。

委員 無しの声

議長 無ければ、これをもって質疑を終了し採決に入ります。
残りの議案第 4 号「農用地利用集積計画の決定について」この案件について認める方は挙手をお願いします。

委員 全員挙手

議長 はい、それでは議案第 4 号「農用地利用集積計画の決定について」は、認めると決定しました。

議長 日程については以上になります。
その他に入ります。

事務局長 「次回の定例会について」ですが、9 月 25 日火曜日で、去年は午前 8 時 30 分から開催しています。
9 月 25 日火曜日の午前 8 時 30 分からで、よろしいでしょうか。

委員 無しの声

議長 第 15 回定例会は、9 月 25 日午前 8 時 30 分から定例会でよろしくお願ひします。

事務局長 2 の小規模な農地（畑のみ）の取得についてですが、別紙「農用地利用集積計画による権利設定が困難な農地の取得に係る要領（案）」で説明

事務局長 3 の平成 30 年度第 1 回鷹栖町農業後継者対策推進委員会の報告についてですが、別紙「平成 30 年度第 1 回鷹栖町農業後継者対策推進委員会報告」で説明。

事務局長 4 の農業委員会道外研修についてですが、日程の詳細について、表のとおりお知らせします。
なお、出欠ですが、航空機の手配もあり、9 月 7 日までに確認したいのですが、現状、全員出席としていますので、欠席となる場合は 9 月 6 日までに報告くださるようお願いします。

議長 5 のあっせん委員の指名ということで、本日配布した最後のところですが、27 番 28 番の 2 件が追加であがってきています。
私のほうから指名してよろしいでしょうか。

委員 良し

議長 1 番委員、5 番委員をお願いします。

事務局長 6 の農地の利用状況調査に係る情報収集についてですが、毎年 10 月下旬に利用状況調査に伴う農地パトロールを実施しています。
今年度も実施を予定していきまして、事前に遊休化している可能性のある農地があれば、情報提供くださいますようお願いいたします。
11 月 19 日の農業委員研修について説明
日誌を来月集めることを説明

議長 みなさんから何かありますか。

委員
議長

無しの声

それでは、以上をもって第14回鷹栖町農業委員会定例会を閉会します。